

介護施設における感染対策（継続すべきこと、緩和してもよいこと）

1. 今後も継続して実施すべき対策：基本的感染対策

1) 施設内でのマスク着用

新型コロナウイルス感染症は発症前から感染性があるため¹⁾、ウイルスを施設内に持ち込まないために、施設内では職員およびすべての来訪者（家族、ボランティア、実習生、見学者、業者など）はマスクを着用してください。

2) 体調の管理

職員：体調不良者は出勤を中止し受診および自宅療養をすること、また、勤務途中に体調不良を感じた場合は職場を離れることを徹底してください。

来訪者：体調不良者は入館できないことをあらかじめ告知することと、必要時には体温測定などを行ってください。

利用者：日々の体調観察を実施するとともに、体温測定は毎日行い記録に残してください。

3) 換気

締め切った室内、空気の流れが停滞している室内は感染リスクが高まります。

夏の猛暑期も厳冬期も、機械換気の有無にかかわらず、室温に配慮しながら定期的に（あるいは常時）窓開け換気をし、可能であれば二方向の窓や扉を開け室内全体の空気の流れを作しましょう。

また、二酸化炭素濃度測定器（CO2 センサー）やサーキュレーターまたは HEPA フィルタ付空気清浄機があれば、引き続き有効活用していきましょう²⁾。尚、通常のエアコンには換気機能がないことにも留意してください。

以下のチェックリストは換気方法をわかりやすく示していますので参照してください。

高齢者施設・障害者施設における換気のチェックリスト 東京都保健医療局 (tokyo.lg.jp)

4) 手指衛生

手指衛生は感染対策にとって基本中の基本です。「あたりまえのこと」として根付かせていきましょう。

アルコール（エタノール濃度 60～90%、イソプロパノール 70%を推奨）手指消毒および流水石けん手洗いは、利用者に触れる前や後、利用者周囲の環境に触れた後、手袋を外した後などに必ず実施しましょう。

アルコール手指衛生剤は職員の動線を考えて設置することはもちろん、携帯型の製剤を身に付けて業務を行えば、上記のようなタイミングで速やかに手指消毒ができます。

5) 個人防護具の使用

個人防護具にはマスク、手袋、使い捨てエプロン、使い捨てガウン、ゴーグル（フェースシールド）などがあり、利用者の血液、体液、排泄物などを処理するときや飛散が考えられるときに組み合わせて使用します。これは、「標準予防策（血液、体液、排泄物などには病原微生物が含まれている可能性があ

ると考え、それらから身を守る対策)」の考え方に基づいています。

例えば、おむつ交換時はマスクに加え、使い捨てエプロンと手袋を着用する、また口腔ケア時はマスクに加え、手袋、使い捨てエプロン、ゴーグル（フェースシールド）を着用する、などです。このように施設内で着用ルールを決めてください。

一方、ケア終了時の手袋やエプロンには目に見えなくても排泄物などが付着しています。よって、そのまま周辺を触れたり、次の利用者に触れると、手袋やエプロンに付着した排泄物などを伝播させてしまうことになります。

そのことを意識し、防護具は一人のケアが終了したら必ずその場で廃棄または交換するようにしましょう。

6) その他

「器具の洗浄・消毒」や「環境衛生管理」も継続すべき対策です。引き続き施設内でのルールを確認し適切に実施してください。

2. 緩和（再開）してもよい対策

現在（2023年8月現在）、施設運営において制限の必要な項目はなく、基本的感染対策を実施した上で平時に戻してよいと思います。ただし、以下の項目を緩和（再開）するにあたり配慮すべき点を示しましたので、参考にしてください。

尚、地域の流行状況によっては、対策強化の必要が生じる場合もありますので、柔軟に対応できるようにしてください。

	配慮すべきこと
面会（居室面会可）	可能なら予約制とする 人数制限をする 時間制限をする 面会中の飲食を禁止する 子供が面会する場合は居室エリアではない場所で個別に実施する
外泊	帰施設時、同行者の健康状態を確認する 帰施設後3日間は以下を実施する ・当該利用者に可能であれば居室以外でマスク着用 ・食事時は他の利用者と1～2m離す ・健康観察を注意深く実施
外出	利用者には可能であればマスク着用
リハビリ/ レクリエーション	発声を伴う場合は、適切な距離を保つことと換気に注意する
アクリル板などの隔壁	基本的には撤去可能 ただし、施設内で陽性者が発生した際、利用者の食事やマスクなしでの会話の場面などでは、状況に応じて一時的に設置することを考慮

引用・参考

- 1) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19） 診療の手引き・第 9.0 版 2023/2/10
- 2) 感染拡大防止のための効果的な換気 について
新型コロナウイルス感染症対策分科会 令和 4 年 7 月 14 日 [kanki_teigen.pdf \(cas.go.jp\)](https://cas.go.jp/kanki_teigen.pdf)
- 3) 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド 第 5 版 日本環境感染学会 2023/1/1
http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/COVID-19_taioguide5-2.pdf
- 4) 介護現場における（施設系 通所系 訪問系サービスなど） 感染対策の手引き 第 2 版
厚生労働省 令和 3 年 3 月 [001048002.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://mhlw.go.jp/001048002.pdf)
- 5) 高齢者施設等における感染対策等について 事 務 連 絡 令和 5 年 4 月 18 日